

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第15号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「授業料及び入学料（第51条～第53条）」を「入学料（第51条・第52条）」に、「（第54条・第55条）」を「（第53条・第54条）」に、「（第56条）」を「（第55条）」に、「（第57条・第58条）」を「（第56条・第57条）」に改める。

第48条第1項本文中「親権者」を「親権を行う者」に改める。

第49条中「授業料及び」を削り、「納付」を「納入」に改める。

第13章の章名を次のように改める。

### 第13章 入学料

第51条（見出しを含む。）中「授業料及び入学料の納付」を「入学料の納入」に改める。

第52条第1項中「授業料及び」を削り、「納付しない」を「納入しない」に改め、同条第2項中「納付しない」を「納入しない」に改める。

第53条を削る。

第14章中第54条を第53条とし、第55条を第54条とする。

第15章中第56条を第55条とする。

第16章中第57条を第56条とし、第58条を第57条とする。

別表第1京都市立音楽高等学校の項及び別表第2京都市立音楽高等学校の項中「京都市立音楽高等学校」を「京都市立京都堀川音楽高等学校」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)